

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月18日

【中間会計期間】 第103期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社大東銀行

【英訳名】 THE DAITO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 能 勢 秀 幸

【本店の所在の場所】 福島県郡山市中町19番1号

【電話番号】 郡山(024)925-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営部長 小 野 尚 宏

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区台東一丁目29番2号
株式会社大東銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3834-7511

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 石 井 欽 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大東銀行 東京支店

(東京都台東区台東一丁目29番2号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供するものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間 (自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	平成18年度 中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	平成19年度 中間連結 会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	平成17年度 (自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	平成18年度 (自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	8,975	8,679	9,608	18,745	17,946
連結経常利益	百万円	2,251	1,500	1,129	4,124	3,211
連結中間純利益	百万円	1,582	1,440	910	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	2,335	3,965
連結純資産額	百万円	22,798	24,713	28,161	23,204	28,310
連結総資産額	百万円	662,287	659,000	664,981	666,561	659,906
1株当たり純資産額	円	191.40	204.11	223.02	193.75	229.66
1株当たり中間純利益	円	14.07	12.04	7.34	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	20.80	32.99
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	—	6.62	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	31.25
自己資本比率	%	—	3.7	4.2	—	4.2
連結自己資本比率 (国内基準)	%	7.71	8.43	9.45	8.23	9.15
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	11,562	△10,350	12,368	17,630	△11,237
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△20,124	2,747	△13,606	△14,791	8,628
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,443	△120	△185	2,174	2,870
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	42,966	47,374	53,937	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	55,097	55,360
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	628 [286]	616 [273]	647 [251]	611 [284]	593 [271]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 連結総資産額の算定にあたり、有価証券の私募による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、平成18年度から相殺しております。
- 3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 5 平成18年度中間連結会計期間以前の潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。
- 6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 7 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第101期中	第102期中	第103期中	第101期	第102期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	8,160	7,920	8,902	16,968	16,427
経常利益	百万円	1,868	1,326	1,048	3,569	3,012
中間純利益	百万円	1,340	1,377	1,010	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	2,050	3,842
資本金	百万円	14,256	14,256	14,668	14,256	14,443
発行済株式総数	千株	120,503	120,503	125,713	120,503	122,831
純資産額	百万円	22,765	24,054	27,515	22,845	27,583
総資産額	百万円	645,865	644,435	651,985	650,612	645,880
預金残高	百万円	609,103	606,007	610,050	613,409	603,618
貸出金残高	百万円	429,666	432,552	418,271	427,176	432,465
有価証券残高	百万円	148,570	139,597	145,719	143,850	134,407
1株当たり配当額	円	—	—	—	1.00	1.50
自己資本比率	%	—	3.7	4.2	—	4.3
単体自己資本比率 (国内基準)	%	7.72	8.26	9.34	8.04	9.01
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	608 [279]	595 [265]	629 [246]	588 [276]	575 [264]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 総資産額の算定にあたり、有価証券の私募による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、第102期(平成19年3月)から相殺しております。

3 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、重要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業務	リース業務	その他の業務	合計
従業員数(人)	629 [246]	7 [1]	11 [4]	647 [251]

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員332人を含んでおりません。
2 従業員には執行役員4名を含んでおります。
3 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	629 [246]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員323人を含んでおりません。
2 従業員には執行役員4名を含んでおります。
3 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
4 当行の従業員組合は、大東銀行職員組合と称し、組合員は511人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

当中間連結会計期間におけるわが国全体の経済の動向を見ますと、企業収益は比較的高水準を持続し、設備投資や個人消費も底堅く推移するなど、引き続き景気はゆるやかな回復基調を維持しました。

一方、当行の主たる営業基盤であります福島県の経済動向を見ますと、企業間、地域間のばらつきが見られ、化学・電気機器・電子部品などの分野では生産活動が好調でありましたが、建設業等、厳しい業種も見られ、全体的な経済環境は厳しいものがあったと考えております。

このような経済環境下、役職員一致協力して業績の向上と経営の効率化に努め、次のような業績となりました。

〔主要勘定〕

預金につきましては、公金預金が増加したこと等から、期中65億円増加して、期末残高6,090億円となりました。

貸出金につきましては、法人向け貸出が減少したこと等から、期中140億円減少して期末残高4,168億円となりました。

預り資産につきましては、投資信託や個人年金保険の販売が好調だったことから、期中81億円増加して期末残高920億円となりました。

有価証券につきましては、期中113億円増加して期末残高1,454億円となりました。

貸倒引当金控除後の総資産の期末残高は6,649億円となりました。

〔損益勘定〕

経常収益は、運用利回りの上昇による資金運用収益の増加や、投資信託や保険商品の販売が好調だったこと等により、前年同期比9億29百万円増加し96億8百万円となりました。また、経常利益は前年同期比3億70百万円減少し11億29百万円、中間純利益は前年同期比5億29百万円減少し9億10百万円となりました。この結果、1株当たりの中間純利益は7円34銭となりました。

〔銀行業務〕

銀行業務では、経常収益は前年同期比9億81百万円増加して89億円、経常利益は前年同期比2億78百万円減少して10億46百万円となりました。

〔リース業務〕

リース業務では、経常収益は前年同期比10百万円減少して5億86百万円、経常利益は前年同期比13百万円減少して35百万円となりました。

〔その他の業務〕

その他の業務（クレジットカード業務、信用保証業務）では、経常収益は前年同期比47百万円減少して3億64百万円、経常利益は前年同期比28百万円減少して47百万円となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、前年度末比14億23百万円減少して539億37百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

営業活動によるキャッシュ・フローは123億68百万円（前中間連結会計期間比227億18百万円の増加）となりました。これは貸出金の減少による収入140億79百万円、預金の増加による収入65億18百万円などによるものであります。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

投資活動によるキャッシュ・フローは△136億6百万円（前中間連結会計期間比163億54百万円の減少）となりました。これは有価証券の取得による支出280億18百万円が有価証券の売却・償還による収入148億35百万円を上回ったことなどによるものであります。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

財務活動によるキャッシュ・フローは△1億85百万円（前中間連結会計期間比64百万円の減少）となりました。これは配当金の支払額1億80百万円などによるものであります。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間における資金収支は、国内業務部門では56億77百万円、国際業務部門では1億66百万円となり、相殺消去後の合計では58億41百万円となりました。役務取引等収支は、全体で13億18百万円、その他業務収支は、全体で△34百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	5,656	230	2	5,883
	当中間連結会計期間	5,677	166	3	5,841
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	6,021	247	54	13 6,200
	当中間連結会計期間	6,572	210	51	40 6,692
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	365	16	51	13 317
	当中間連結会計期間	895	43	47	40 850
役務取引等収支	前中間連結会計期間	1,069	33	8	1,094
	当中間連結会計期間	1,273	50	5	1,318
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,597	86	71	1,612
	当中間連結会計期間	1,793	90	89	1,795
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	528	52	62	518
	当中間連結会計期間	519	40	83	476
その他業務収支	前中間連結会計期間	△488	38	124	△573
	当中間連結会計期間	43	26	104	△34
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	614	38	124	529
	当中間連結会計期間	610	37	104	543
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1,102	—	—	1,102
	当中間連結会計期間	566	11	—	578

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

3 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間3百万円)を控除しております。

4 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

5 グループ内での取引は相殺消去しております。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

資金運用勘定平均残高は、6,098億98百万円となり、利回りは、貸出金利回りの上昇等を要因に前中間連結会計期間比0.14%ポイント上昇し、2.18%となりました。この結果、受取利息は、66億92百万円になりました。

一方、資金調達勘定平均残高は、6,053億59百万円となり、利回りは、預金利回りの上昇等を要因に前中間連結会計期間比0.18%ポイント上昇し、0.28%となりました。この結果、支払利息は8億50百万円となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(21,509) 613,032	(13) 6,021	1.95
	当中間連結会計期間	(24,230) 615,484	(40) 6,572	2.13
うち貸出金	前中間連結会計期間	429,254	5,236	2.43
	当中間連結会計期間	421,433	5,509	2.60
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	118,801	703	1.18
	当中間連結会計期間	114,234	837	1.46
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	20,526	8	0.08
	当中間連結会計期間	29,359	74	0.50
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	13,342	11	0.16
	当中間連結会計期間	16,999	48	0.56
うち預け金	前中間連結会計期間	9,106	47	1.04
	当中間連結会計期間	9,226	62	1.36
資金調達勘定	前中間連結会計期間	609,671	365	0.12
	当中間連結会計期間	610,253	895	0.29
うち預金	前中間連結会計期間	605,806	286	0.09
	当中間連結会計期間	604,390	820	0.27
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	6,522	80	2.45
	当中間連結会計期間	6,199	78	2.52

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間15億34百万円、当中間連結会計期間27億46百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間26億87百万円、当中間連結会計期間26億78百万円)及び利息(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間3百万円)を、それぞれ控除しております。

4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	21,626	247	2.28
	当中間連結会計期間	24,339	210	1.72
うち貸出金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	21,357	246	2.30
	当中間連結会計期間	24,137	210	1.74
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(21,509) 21,652	(13) 16	0.15
	当中間連結会計期間	(24,230) 24,363	(40) 43	0.35
うち預金	前中間連結会計期間	29	0	0.21
	当中間連結会計期間	13	0	1.19
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	110	2	5.38
	当中間連結会計期間	117	3	5.62
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	613,149	7,043	606,105	6,254	54	6,200	2.04
	当中間連結会計期間	615,593	5,695	609,898	6,743	51	6,692	2.18
うち貸出金	前中間連結会計期間	429,254	4,278	424,976	5,236	51	5,185	2.43
	当中間連結会計期間	421,433	3,953	417,479	5,509	46	5,462	2.61
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	140,159	743	139,415	950	2	947	1.35
	当中間連結会計期間	138,372	668	137,703	1,047	3	1,044	1.51
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	20,526	—	20,526	8	—	8	0.08
	当中間連結会計期間	29,359	—	29,359	74	—	74	0.50
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	13,342	—	13,342	11	—	11	0.16
	当中間連結会計期間	16,999	—	16,999	48	—	48	0.56
うち預け金	前中間連結会計期間	9,106	2,021	7,084	47	0	47	1.34
	当中間連結会計期間	9,226	1,072	8,153	62	0	62	1.52
資金調達勘定	前中間連結会計期間	609,814	6,299	603,514	368	51	317	0.10
	当中間連結会計期間	610,386	5,026	605,359	898	47	850	0.28
うち預金	前中間連結会計期間	605,836	2,021	603,814	286	0	286	0.09
	当中間連結会計期間	604,404	1,072	603,331	820	0	819	0.27
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	110	—	110	2	—	2	5.38
	当中間連結会計期間	117	—	117	3	—	3	5.62
うち借入金	前中間連結会計期間	6,522	4,278	2,244	80	51	29	2.61
	当中間連結会計期間	6,199	3,953	2,246	78	46	31	2.80

(注) 1 グループ内での取引は相殺消去しております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間15億34百万円、当中間連結会計期間27億46百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間26億87百万円、当中間連結会計期間26億78百万円)及び利息(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間3百万円)を、それぞれ控除しております。

[次へ](#)

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、投信窓販業務における手数料収入の増加等により、前中間連結会計期間比1億82百万円増加し、17億95百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、前中間連結会計期間比42百万円減少し、4億76百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,597	86	71	1,612
	当中間連結会計期間	1,793	90	89	1,795
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	292	—	14	278
	当中間連結会計期間	270	—	10	260
うち為替業務	前中間連結会計期間	386	86	1	472
	当中間連結会計期間	376	90	1	466
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	5	—	—	5
	当中間連結会計期間	4	—	—	4
うち代理業務	前中間連結会計期間	142	—	—	142
	当中間連結会計期間	137	—	—	137
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	25	—	—	25
	当中間連結会計期間	24	—	—	24
うち保証業務	前中間連結会計期間	234	0	55	178
	当中間連結会計期間	214	—	77	137
うち投信窓販業務	前中間連結会計期間	454	—	—	454
	当中間連結会計期間	610	—	—	610
うち保険窓販業務	前中間連結会計期間	56	—	—	56
	当中間連結会計期間	154	—	—	154
役務取引等費用	前中間連結会計期間	528	52	62	518
	当中間連結会計期間	519	40	83	476
うち為替業務	前中間連結会計期間	68	12	1	80
	当中間連結会計期間	67	40	1	106

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

3 グループ内での取引は相殺消去しております。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	605,993	13	2,072	603,934
	当中間連結会計期間	610,022	27	1,029	609,020
うち流動性預金	前中間連結会計期間	212,429	—	1,602	210,827
	当中間連結会計期間	223,189	—	559	222,629
うち定期性預金	前中間連結会計期間	391,548	—	470	391,078
	当中間連結会計期間	384,809	—	470	384,339
うちその他	前中間連結会計期間	2,015	13	—	2,028
	当中間連結会計期間	2,024	27	—	2,051
譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
総合計	前中間連結会計期間	605,993	13	2,072	603,934
	当中間連結会計期間	610,022	27	1,029	609,020

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

3 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金＋定期積金

4 グループ内での取引は相殺消去しております。

[次へ](#)

(5) 国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	431,024	100.00	416,886	100.00
製造業	28,619	6.64	29,686	7.12
農業	2,990	0.69	1,647	0.39
林業	240	0.06	312	0.07
漁業	1,409	0.33	1,088	0.26
鉱業	684	0.16	830	0.20
建設業	37,873	8.79	36,711	8.81
電気・ガス・熱供給・水道業	768	0.18	408	0.10
情報通信業	1,231	0.28	1,232	0.30
運輸業	9,027	2.09	8,201	1.97
卸売・小売業	29,578	6.86	29,347	7.04
金融・保険業	20,075	4.66	16,617	3.99
不動産業	28,773	6.67	45,100	10.82
各種サービス業	61,532	14.28	55,199	13.24
地方公共団体	32,487	7.54	35,407	8.49
その他	175,731	40.77	155,094	37.20
国際業務部門	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	431,024	—	416,886	—

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	35,757	—	—	35,757
	当中間連結会計期間	34,786	—	—	34,786
地方債	前中間連結会計期間	1,606	—	—	1,606
	当中間連結会計期間	2,611	—	—	2,611
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
社債	前中間連結会計期間	56,118	—	—	56,118
	当中間連結会計期間	57,265	—	—	57,265
株式	前中間連結会計期間	17,601	—	696	16,904
	当中間連結会計期間	19,238	—	647	18,590
その他の証券	前中間連結会計期間	6,434	22,469	—	28,903
	当中間連結会計期間	6,782	25,364	—	32,147
合計	前中間連結会計期間	117,518	22,469	696	139,291
	当中間連結会計期間	120,683	25,364	647	145,401

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

3 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

4 グループ内での取引は相殺消去しております。

[前へ](#)

[次へ](#)

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	6,086	6,840	753
経費(除く臨時処理分)	4,451	4,474	22
人件費	2,037	2,170	132
物件費	2,150	2,060	△90
税金	263	244	△19
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1,634	2,365	730
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,634	2,365	730
一般貸倒引当金繰入額	△365	298	664
業務純益	2,000	2,066	65
うち債券関係損益	△541	8	549
臨時損益	△672	△1,014	△342
株式関係損益	△25	△67	△41
不良債権処理損失	598	1,067	469
貸出金償却	232	101	△130
個別貸倒引当金繰入額	365	932	566
その他の債権売却損等	—	33	33
その他臨時損益	△48	120	168
経常利益	1,326	1,048	△278
特別損益	275	△68	△343
うち固定資産処分損益	△13	△8	5
税引前中間純利益	1,602	980	△622
法人税、住民税及び事業税	11	11	0
過年度法人税、住民税及び事業税	△12	—	12
法人税等調整額	226	△41	△268
中間純利益	1,377	1,010	△366

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益(+国債等債券償還益) - 国債等債券売却損(-国債等債券償還損) - 国債等債券償却

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.91	2.09	0.18
(イ)貸出金利回	2.35	2.54	0.19
(ロ)有価証券利回	1.18	1.46	0.28
(2) 資金調達原価 ②	1.56	1.74	0.18
(イ)預金等利回	0.09	0.27	0.18
(ロ)外部負債利回	2.87	2.96	0.09
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.35	0.35	-

(注) 1 「国内業務部門」とは、円建対非居住者取引を除く円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	13.90	17.12	3.22
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	13.90	17.12	3.22
業務純益ベース	17.01	14.96	△2.05
中間純利益ベース	11.71	7.31	△4.40

(注) 分母となる株主資本平均残高は、(期首純資産の部+中間期末純資産の部)÷2を使用しております。

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	606,007	610,050	4,042
預金(平残)	605,836	604,404	△1,431
貸出金(末残)	432,552	418,271	△14,281
貸出金(平残)	426,585	418,921	△7,663

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	474,848	471,604	△3,243
法人	131,158	138,445	7,286
合計	606,007	610,050	4,042

[前へ](#)

[次へ](#)

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	141,024	135,954	△5,070
うち住宅ローン残高	128,923	124,960	△3,963
うちその他ローン残高	12,101	10,994	△1,107

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	(1) 百万円	373,560	353,897	△19,662
総貸出金残高	(2) 百万円	432,552	418,271	△14,281
中小企業等貸出金比率	(1) / (2) %	86.36	84.60	△1.76
中小企業等貸出先件数	(3) 件	44,450	42,317	△2,133
総貸出先件数	(4) 件	44,532	42,409	△2,123
中小企業等貸出先件数比率	(3) / (4) %	99.81	99.78	△0.03

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	2	13	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	439	4,513	382	1,691
計	441	4,526	382	1,691

(注) 有価証券の私募による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、第102期(平成19年3月)から相殺しております。これにより、当中間会計期間は、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ2,485百万円減少しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	14,256	14,668
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	820	1,233
	利益剰余金	6,385	9,638
	自己株式(△)	238	243
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	292	321
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	1,048
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上 記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	21,515	24,569
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券	—	—	

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,739	1,739
	一般貸倒引当金	2,020	2,151
	負債性資本調達手段等	1,988	4,107
	うち永久劣後債務	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注1)	1,988	4,107
	計	5,747	7,998
	うち自己資本への算入額 (B)	5,747	7,998
控除項目	控除項目 (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	27,263	32,567
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	314,080	312,229
	オフ・バランス取引等項目	9,226	4,674
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	316,904
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	27,398
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	2,191
	計(E)+(F) (注2) (H)	323,306	344,302
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		8.43	9.45
(参考)Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		—	7.13

(注) 1. 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

2. 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

[前へ](#)

[次へ](#)

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	14,256	14,668
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	807	1,219
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	60	96
	その他利益剰余金	5,836	9,091
	その他	—	—
	自己株式(△)	35	40
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	1,048
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	20,924	23,987
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,739	1,739
	一般貸倒引当金	2,016	2,137
	負債性資本調達手段等	1,988	4,107
	うち永久劣後債務	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注1)	1,988	4,107
	計	5,743	7,984
	うち自己資本への算入額 (B)	5,743	7,984
控除項目	控除項目 (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	26,667	31,971
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	313,389	311,249
	オフ・バランス取引等項目	9,187	4,620
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	315,870
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	26,204
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	2,096
	計(E)+(F) (注2) (H)	322,576	342,075
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		8.26	9.34
(参考)Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		—	7.01

(注) 1. 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

2. 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	95	89
危険債権	177	139
要管理債権	69	66
正常債権	4,039	3,939

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当行は、昨年5月に「経営改善計画(改訂版)」を策定し、付加価値提案型営業や顧客ニーズを踏まえた商品提供による「収益力の強化」、ITの戦略的活用や業務改革(BPR)による「競争力の強化」、新人事制度の定着や戦略的な人材活用・育成等による「人的マネジメント力の強化」を柱に、経営基盤の強化を進めております。地域金融機関としての存在感を示し、地域経済の発展に貢献するためには、上記に基づく各種施策を強力に推進することにより、一層の競争力の強化と高収益体質の構築を図ることが急務と考えております。

このような状況を踏まえ、今後も「経営改善計画(改訂版)」における諸施策を着実に推し進め、地域に密着したお客さま重視の総合的な金融サービスが提供できる銀行を目指し、引き続き役職員一丸となって努力してまいります。

皆さまのご支援により、平成19年9月中間期におきましても、概ね計画通りの業績を上げることができました。今後も引き続き気を緩めることなく、当行の将来を見据え、より強固な「収益基盤の構築」を図ってまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	125,713,955	126,286,474	東京証券取引所 (市場第一部)	(注) 1
計	125,713,955	126,286,474	—	—

(注) 1 発行済株式は全て完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

2 提出日現在発行数には、平成19年12月1日から半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(平成18年10月30日発行)		
	中間会計期間末残高 (平成19年9月30日)	提出日の前月末残高 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	29	28
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	16,289,045	15,716,526
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	127	117
新株予約権の行使期間	平成18年10月31日から 平成25年10月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価格 127 資本組入額 (注)4	発行価格 117 資本組入額 (注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権付社債の残高(百万円)	2,175	2,100

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を(注)2記載の転換価額(ただし、(注)2第(1)号から第(5)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)で除して得られる数とする。この場合に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

買取会社は、新株予約権の行使請求期間中に、新株予約権の行使により発行または移転される発行会社の普通株式の数の合計が21,500,000株(ただし、発行会社が普通株式につき株式分割または普通株式の株式割当てを行う場合は、当該株式分割または株式割当ての割合に応じて増加するものとし、当該株式分割または株式割

当の株主割当日前に新株予約権の行使により交付された株式数も同様に増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるような行使請求を行わない。

2 新株予約権の行使時の払込をなすべき1株当たりの金額(以下「転換価額」という。)については当初173円であり、以後以下の通り修正する。

(1) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の93%に相当する金額(呼び値の刻み未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(3)号または第(5)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当行が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が103円(ただし、本項第(2)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が346円(ただし、本項第(2)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(2) 転換価額の調整

当行は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(3)号に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当行普通株式の株主(以下「当行普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(3)号乃至第(5)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に関して増加した当行普通株式数を含まないものとする。

(3) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式を交付する場合(ただし、当行の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 当行普通株式の株式分割または当行普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当行普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当行普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当行普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当行の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第(3)号③または⑤による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(4)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとする。ただし、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当行普通株式1株あたりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(3)号乃至第(5)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(4)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号③による転換価額の調整が修正日以前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして本項第(3)号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号③または上記(i)による転換価額の調整が修正日以前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(4)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

- ⑥ 本項第(3)号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(3)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当行普通株式の数で除した金額をいう。

- ⑦ 本項第(3)号①乃至③の各取引において、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当行の機関の承認を条件としているときには、本項第(3)号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整前転換価額により転換された普通株式に加え、次の算出方法により得られた当行普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第(7)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (4) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(3)号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 ③ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本

項第(3)号乃至第(5)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において本項第(3)号乃至第(5)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当行普通株式数を含む。）。

④ 本項第(3)号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本項第(3)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(5) 本項第(3)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、必要な転換価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本金の減少、当行を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

② その他当行普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(3)号⑦の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(7) 当行は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

3 本新株予約権の行使により発行する当行普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、(注)1記載の交付株式数で除した金額とする。

4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	2,882	125,713	225,000	14,668,940	225,000	1,219,540

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が2,882,315株、資本金が225,000千円、資本準備金が225,000千円それぞれ増加しております。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,548	4.41
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,476	2.76
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2,925	2.32
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,834	2.25
大東銀行行員持株会	福島県郡山市中町19番1号	2,553	2.03
株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3番25号	1,965	1.56
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	1,918	1.52
シービーエヌワイ デイエフエ イ インターナショナル キャ ップ バリュ어 ポートフォリ オ (常任代理人 シティバンク 銀 行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	1,673	1.33
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	1,422	1.13
メロン バンク トリーテー ークライアンツ オムニバス (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,313	1.04
計	—	25,628	20.38

(注) 平成19年10月1日付でパークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社から、パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社、パークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ、パークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド及びパークレイズ・バンク・ピーエルシーを共同保有者とする平成19年9月24日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書に係る変更報告書が提出されておりますが、当社としては当中間期末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該大量保有報告書に係る変更報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
パークレイズ・グローバル・イン ベスターズ証券投信投資顧問 株式会社	東京都渋谷区広尾1丁目1番39号	3,684	2.93
パークレイズ・グローバル・イン ベスターズ、エヌ・エイ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ 市 フリーモント・ストリート45	2,516	2.00
パークレイズ・グローバル・イン ベスターズ・リミテッド	英国 ロンドン市 ロイヤル・ミント・コ ート1	977	0.78
パークレイズ・バンク・ピーエ ルシー	英国 ロンドン市 チャーチル・プレイス1	147	0.12
計	—	7,324	5.83

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 163,000	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 124,488,000	124,488	同上
単元未満株式	普通株式 1,062,955	—	同上
発行済株式総数	125,713,955	—	—
総株主の議決権	—	124,488	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が10,000株(議決権10個)含まれておりません。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式638株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大東銀行	郡山市中町19番1号	163,000	—	163,000	0.12
計	—	163,000	—	163,000	0.12

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	178	189	185	178	167	153
最低(円)	160	168	169	155	131	133

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※8	54,829	8.32	62,568	9.41	62,930	9.54
コールローン及び買入手形		—	—	10,000	1.50	—	—
金銭の信託	※1	2,687	0.41	2,672	0.40	2,685	0.41
有価証券	※8, 15	139,291	21.14	145,401	21.87	134,097	20.32
貸出金	※2, 3, 4, 5, 6, 7, 9	431,024	65.40	416,886	62.69	430,966	65.31
外国為替		198	0.03	117	0.02	141	0.02
その他資産	※8	3,481	0.53	3,641	0.55	3,603	0.55
有形固定資産	※10, 11, 12	16,500	2.50	16,363	2.46	16,460	2.49
無形固定資産		1,111	0.17	1,021	0.15	1,055	0.16
繰延税金資産		3,240	0.49	2,581	0.39	2,207	0.33
支払承諾見返	※15	18,583	2.82	13,896	2.09	14,972	2.27
貸倒引当金		△11,948	△1.81	△10,169	△1.53	△9,214	△1.40
資産の部合計		659,000	100.00	664,981	100.00	659,906	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	603,934	91.65	609,020	91.58	602,502	91.30
コールマネー及び売渡手形	※8	112	0.02	109	0.02	112	0.02
借入金	※13	2,332	0.35	2,217	0.33	2,274	0.34
外国為替		0	0.00	—	—	—	—
新株予約権付社債	※14	—	—	2,175	0.33	2,625	0.40
その他負債		3,969	0.60	3,824	0.58	3,611	0.55
賞与引当金		132	0.02	204	0.03	187	0.03
退職給付引当金		3,237	0.49	3,238	0.49	3,307	0.50
役員退職慰労引当金		—	—	17	0.00	—	—
利息返還損失引当金		—	—	31	0.00	26	0.00
睡眠預金払戻損失引当金		—	—	117	0.02	—	—
繰延税金負債		5	0.00	—	—	7	0.00
再評価に係る繰延税金負債	※10	1,979	0.30	1,967	0.30	1,967	0.30
支払承諾	※15	18,583	2.82	13,896	2.09	14,972	2.27
負債の部合計		634,286	96.25	636,820	95.77	631,595	95.71
(純資産の部)							
資本金		14,256	2.16	14,668	2.21	14,443	2.19
資本剰余金		820	0.12	1,233	0.18	1,008	0.15
利益剰余金		6,385	0.97	9,638	1.45	8,910	1.35
自己株式		△238	△0.03	△243	△0.04	△240	△0.04
株主資本合計		21,223	3.22	25,297	3.80	24,121	3.65
その他有価証券評価差額金		1,311	0.20	645	0.09	1,990	0.30
土地再評価差額金	※10	1,885	0.29	1,897	0.29	1,897	0.29
評価・換算差額等合計		3,197	0.49	2,542	0.38	3,887	0.59
少数株主持分		292	0.04	321	0.05	301	0.05
純資産の部合計		24,713	3.75	28,161	4.23	28,310	4.29
負債及び純資産の部合計		659,000	100.00	664,981	100.00	659,906	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		8,679	100.00	9,608	100.00	17,946	100.00
資金運用収益		6,200		6,692		12,733	
(うち貸出金利息)		(5,185)		(5,462)		(10,601)	
(うち有価証券利息配当金)		(947)		(1,044)		(1,964)	
役務取引等収益		1,612		1,795		3,587	
その他業務収益		529		543		1,103	
その他経常収益		336		577		522	
経常費用		7,179	82.72	8,478	88.24	14,735	82.11
資金調達費用		318		854		892	
(うち預金利息)		(286)		(819)		(824)	
役務取引等費用		518		476		907	
その他業務費用		1,102		578		1,851	
営業経費		4,704		4,617		9,422	
その他経常費用	※1	534		1,952		1,661	
経常利益		1,500	17.28	1,129	11.76	3,211	17.89
特別利益	※2	206	2.37	49	0.51	1,688	9.41
特別損失	※3	17	0.20	119	1.25	27	0.15
税金等調整前中間(当期) 純利益		1,688	19.45	1,059	11.03	4,872	27.15
法人税、住民税及び事業税		65	0.75	53	0.55	108	0.60
過年度法人税、住民税及び事業 税		△12	△0.14	—	—	△12	△0.07
法人税等調整額		177	2.04	71	0.75	782	4.36
少数株主利益		18	0.21	23	0.25	28	0.16
中間(当期)純利益		1,440	16.59	910	9.48	3,965	22.10

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	14,256	820	5,064	△152	19,988
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△119		△119
中間純利益			1,440		1,440
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△0	△0	0	0
連結子会社の合併に伴う変動				△84	△84
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	△0	1,320	△85	1,234
平成18年9月30日残高(百万円)	14,256	820	6,385	△238	21,223

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	1,329	1,885	3,215	350	23,555
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					△119
中間純利益					1,440
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					0
連結子会社の合併に伴う変動					△84
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△18	—	△18	△58	△77
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△18	—	△18	△58	1,157
平成18年9月30日残高(百万円)	1,311	1,885	3,197	292	24,713

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	14,443	1,008	8,910	△240	24,121
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	225	225			450
剰余金の配当(注)			△182		△182
中間純利益			910		910
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分			△0	0	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	225	225	728	△2	1,175
平成19年9月30日残高(百万円)	14,668	1,233	9,638	△243	25,297

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	1,990	1,897	3,887	301	28,310
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行					450
剰余金の配当(注)					△182
中間純利益					910
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△1,344	—	△1,344	19	△1,325
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△1,344	—	△1,344	19	△149
平成19年9月30日残高(百万円)	645	1,897	2,542	321	28,161

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	14,256	820	5,064	△152	19,988
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	187	187			375
剰余金の配当(注)			△119		△119
当期純利益			3,965		3,965
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		△0	△0	0	0
連結子会社の合併に伴う変動				△84	△84
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	187	187	3,846	△88	4,132
平成19年3月31日残高(百万円)	14,443	1,008	8,910	△240	24,121

	評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	1,329	1,885	3,215	350	23,555
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					375
剰余金の配当(注)					△119
当期純利益					3,965
自己株式の取得					△4
自己株式の処分					0
連結子会社の合併に伴う変動					△84
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	660	11	671	△49	622
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	660	11	671	△49	4,755
平成19年3月31日残高(百万円)	1,990	1,897	3,887	301	28,310

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		1,688	1,059	4,872
減価償却費		426	429	879
持分変動損益(△)		△122	—	△122
貸倒引当金の純増減(△)		△832	954	△3,566
賞与引当金の純増減(△)		△1	16	54
退職給付引当金の純増減(△)		66	△69	136
役員退職慰労引当金の増加額		—	17	—
利息返還損失引当金の増加額		—	5	26
睡眠預金払戻損失引当金の 増加額		—	117	—
資金運用収益		△6,200	△6,692	△12,733
資金調達費用		318	854	892
有価証券関係損益(△)		567	66	737
為替差損益(△)		△1	△0	△1
固定資産処分損益(△)		17	10	27
貸出金の純増(△)減		△5,537	14,079	△5,479
預金の純増減(△)		△7,503	6,518	△8,935
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減(△)		176	△57	118
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		219	△1,061	105
コールローン等の純増(△)減		—	△10,000	—
コールマネー等の純増減(△)		0	△2	0
外国為替(資産)の純増(△)減		△7	23	48
外国為替(負債)の純増減(△)		0	—	—
資金運用による収入		6,225	6,713	12,677
資金調達による支出		△173	△536	△487
保証債務譲渡による支出		—	—	△704
その他		605	△148	646
小計		△10,068	12,298	△10,808
法人税等の支払額		△282	69	△428
営業活動による キャッシュ・フロー		△10,350	12,368	△11,237

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△16,493	△28,018	△34,065
有価証券の売却による収入		11,138	5,643	29,920
有価証券の償還による収入		8,493	9,191	13,437
金銭の信託の減少による収入		5	13	7
有形固定資産の取得による支出		△289	△310	△506
無形固定資産の取得による支出		△118	△127	△175
有形固定資産の売却による収入		12	—	12
投資活動による キャッシュ・フロー		2,747	△13,606	8,628
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付新株予約権付社債 の発行による収入		—	—	2,993
配当金支払額		△116	△180	△117
少数株主への配当金支払額		△2	△2	△2
自己株式の取得による支出		△1	△2	△4
自己株式の売却による収入		0	0	0
財務活動による キャッシュ・フロー		△120	△185	2,870
IV 現金及び現金同等物 に係る換算差額		1	0	1
V 現金及び現金同等物 の増減(△)額		△7,722	△1,423	263
VI 現金及び現金同等物 の期首残高		55,097	55,360	55,097
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	47,374	53,937	55,360

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 2社	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 2社	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 2社
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同 左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：5年～50年 動産：3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：5年～50年 動産：3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ4百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより、従来の方法に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益は11百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：5年～50年 動産：3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。	② 無形固定資産 同 左	② 無形固定資産 同 左
	—————	(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。	(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,635百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,499百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,274百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準 同 左</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(1,491百万円)については、7年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(1,491百万円)については、7年による按分額を費用処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—————	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」の適用により役員賞与の費用処理が必要となったこと、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は4百万円、特別損失は12百万円それぞれ増加し、経常利益は4百万円、税金等調整前中間純利益は17百万円それぞれ減少しております。</p>	—————
	—————	<p>(10) 利息返還損失引当金</p> <p>利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。</p>	<p>(10) 利息返還損失引当金 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)を適用し、当中間連結会計期間より、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は28百万円、特別損失は89百万円それぞれ増加し、経常利益は28百万円、税金等調整前中間純利益は117百万円それぞれ減少しております。</p>	
	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社は外貨建資産・負債を保有しておりません。</p>	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同 左</p>	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>なお、連結子会社は外貨建資産・負債を保有しておりません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(13) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(13) リース取引の処理方法</p> <p>同 左</p>	<p>(13) リース取引の処理方法</p> <p>同 左</p>
	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうち特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうち特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうち特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>
	<p>(15) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(15) 消費税等の会計処理 同 左</p>	<p>(15) 消費税等の会計処理 同 左</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同 左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は24,421百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報</p>	<p>(有価証券の私募による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返の相殺)</p> <p>有価証券の私募による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ2,536百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(利息返還損失引当金)</p> <p>日本公認会計士協会より公表された「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成18年10月13日業種別委員会報告第37号)に基づく利息返還損失引当金については、当連結会計年度において26百万円計上しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間においては返還実績率等の算定に必要な情報の整備を開始した直後であったため、計上しておりません。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は28,009百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報</p>	<p>(有価証券の私募による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返の相殺)</p> <p>有価証券の私募による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ2,536百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(利息返還損失引当金)</p> <p>日本公認会計士協会より公表された「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成18年10月13日業種別委員会報告第37号)に基づく利息返還損失引当金については、当連結会計年度において26百万円計上しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間においては返還実績率等の算定に必要な情報の整備を開始した直後であったため、計上しておりません。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は28,009百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報</p>

告)

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

(企業結合及び事業分離に関する会計基準)

「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から各会計基準及び同適用指針を適用しております。

(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針)

企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。なお、これにより繰延税金資産は130百万円減少し、中間純利益は同額減少しております。

告)

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。

(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。

(企業結合及び事業分離に関する会計基準)

「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、各会計基準及び同適用指針を適用しております。

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,470百万円、延滞債権額は24,911百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は107百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,881百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>同 左</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,514百万円、延滞債権額は20,464百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は126百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,543百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>同 左</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,864百万円、延滞債権額は21,726百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は90百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,409百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,370百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、13,987百万円であります。 なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,401百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 11,502百万円 その他資産 4百万円 現金預け金 1百万円 担保資産に対応する債務 預金 599百万円 コールマネー及び売渡手形 112百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,768百万円を差し入れております。 また、コールマネーの担保として、有価証券5,304百万円を差し入れておりますが、当中間連結会計期間末における当該担保提供資産に対応する債務はありません。 なお、その他資産のうち、敷金は112百万円、保証金は49百万円であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は29,648百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、12,150百万円であります。 なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,294百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 11,427百万円 その他資産 5百万円 現金預け金 5百万円 担保資産に対応する債務 預金 608百万円 コールマネー及び売渡手形 109百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,443百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち、敷金は112百万円、保証金は47百万円であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は29,091百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は13,090百万円あります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,826百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 11,425百万円 その他資産 4百万円 現金預け金 1百万円 担保資産に対応する債務 預金 475百万円 コールマネー及び売渡手形 112百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,439百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち敷金は112百万円、保証金は48百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,676百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが37,358百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、36,283百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが35,372百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,347百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが36,929百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額</p> <p style="text-align: right;">5,254百万円</p>	<p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額</p> <p style="text-align: right;">5,302百万円</p>	<p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額</p> <p style="text-align: right;">5,254百万円</p>
<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">17,466百万円</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">17,269百万円</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">17,179百万円</p>
<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p style="text-align: right;">1,317百万円</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p style="text-align: right;">1,317百万円</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p style="text-align: right;">1,317百万円</p>
<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,060百万円が含まれております。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,060百万円が含まれております。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,060百万円が含まれております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>※14 新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,485百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ2,587百万円減少します。</p>	<p>同 左</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,536百万円であります。</p>

[前へ](#)

[次へ](#)

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却273百万円、株式等償却234百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益には、持分変動利益122百万円、償却債権取立益82百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別損失は、固定資産処分損17百万円であります。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,319百万円、株式等償却413百万円、貸出金償却113百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益は、償却債権取立益49百万円であります。</p> <p>※3 特別損失には、過年度睡眠預金払戻損失引当金繰入額89百万円、過年度役員退職慰労引当金繰入額12百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他の経常費用には、貸出金償却1,014百万円、株式等償却217百万円及び株式等売却損77百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	120,503	—	—	120,503	
合計	120,503	—	—	120,503	
自己株式					
普通株式	736	122	2	857	(注)
合計	736	122	2	857	

(注) 自己株式の増加は、連結子会社の合併に伴う持分変動による増加113千株、単元未満株式の買取りによる増加9千株、自己株式の減少は、単元未満株式の買増し請求による減少2千株であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの 金額	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	120百万円	1円	平成18年3月31日	平成18年6月26日

II 当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	122,831	2,882	—	125,713	(注1)
自己株式					
普通株式	869	16	1	885	(注2)

(注) 1. 発行済株式総数の増加2,882千株は、新株予約権の行使による新株の発行による増加であります。

2. 自己株式の増加16千株は、単元未満株式の買取りによる増加、自己株式の減少1千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの 金額	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	184百万円	1円50銭	平成19年3月31日	平成19年6月25日

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度 末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	120,503	2,328	—	122,831	(注1)
自己株式					
普通株式	736	135	2	869	(注2)

(注) 1. 発行済株式総数の増加2,328千株は、新株予約権の行使による新株の発行による増加であります。

2. 自己株式の増加135千株は、連結子会社の合併に伴う持分変動による増加113千株、単元未満株式の買取りによる増加22千株、自己株式の減少2千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり の金額	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	120百万円	1円	平成18年3月31日	平成18年6月26日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり の金額	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	184百万円	利益剰余金	1円50銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月25日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 54,829 定期預け金 △5,002 当座預け金 △39 普通預け金 △2,414 現金及び現金同等物 <u>47,374</u>	※1 現金及び現金同等物の中間期 末残高と中間連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との 関係 (単位：百万円) 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 62,568 定期預け金 △6,005 当座預け金 △12 普通預け金 △2,613 現金及び現金同等物 <u>53,937</u> 2 重要な非資金取引の内容 新株予約権の行使による資本金 増加額 225百万円 新株予約権の行使による資本準 備金増加額 225百万円 新株予約権の行使による新株予 約権付社債減少額 450百万円	※1 現金及び現金同等物の期末残 高と連結貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 62,930 定期預け金 △5,002 当座預け金 △19 普通預け金 △2,548 現金及び現金同等物 <u>55,360</u> 2 重要な非資金取引の内容 新株予約権の行使による資本金 増加額 187百万円 新株予約権の行使による資本準 備金増加額 187百万円 新株予約権の行使による新株予 約権付社債減少額 375百万円

[前へ](#)[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																								
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <hr/> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高 <table> <tr><td>取得価額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>3,692百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>46百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,739百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>2,136百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>31百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,167百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減損損失累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高</p> <table> <tr><td> 動産</td><td>1,556百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>15百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,571百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td> 1年内</td><td>691百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>1,168百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,860百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権等の中間連結会計期間末残高に占める割合が低いいため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料及び減価償却費 <table> <tr><td> 受取リース料</td><td>330百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費</td><td>281百万円</td></tr> </table>	取得価額		動産	3,692百万円	その他	46百万円	合計	3,739百万円	減価償却累計額		動産	2,136百万円	その他	31百万円	合計	2,167百万円	減損損失累計額		動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	動産	1,556百万円	その他	15百万円	合計	1,571百万円	1年内	691百万円	1年超	1,168百万円	合計	1,860百万円	受取リース料	330百万円	減価償却費	281百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <hr/> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高 <table> <tr><td>取得価額</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td>3,795百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,795百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td>2,080百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,080百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減損損失累計額</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高</p> <table> <tr><td> その他</td><td>1,714百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,714百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td> 1年内</td><td>661百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>1,348百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,010百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権等の中間連結会計期間末残高に占める割合が低いいため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料及び減価償却費 <table> <tr><td> 受取リース料</td><td>394百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費</td><td>339百万円</td></tr> </table>	取得価額		その他	3,795百万円	合計	3,795百万円	減価償却累計額		その他	2,080百万円	合計	2,080百万円	減損損失累計額		その他	一百万円	合計	一百万円	その他	1,714百万円	合計	1,714百万円	1年内	661百万円	1年超	1,348百万円	合計	2,010百万円	受取リース料	394百万円	減価償却費	339百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <hr/> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び年度末残高 <table> <tr><td>取得価額</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td>3,848百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,848百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td>2,099百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,099百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減損損失累計額</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高</p> <table> <tr><td> その他</td><td>1,749百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,749百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr><td> 1年内</td><td>706百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>1,344百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,051百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権等の年度末残高に占める割合が低いいため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料及び減価償却費 <table> <tr><td> 受取リース料</td><td>735百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費</td><td>625百万円</td></tr> </table>	取得価額		その他	3,848百万円	合計	3,848百万円	減価償却累計額		その他	2,099百万円	合計	2,099百万円	減損損失累計額		その他	一百万円	合計	一百万円	その他	1,749百万円	合計	1,749百万円	1年内	706百万円	1年超	1,344百万円	合計	2,051百万円	受取リース料	735百万円	減価償却費	625百万円
取得価額																																																																																																										
動産	3,692百万円																																																																																																									
その他	46百万円																																																																																																									
合計	3,739百万円																																																																																																									
減価償却累計額																																																																																																										
動産	2,136百万円																																																																																																									
その他	31百万円																																																																																																									
合計	2,167百万円																																																																																																									
減損損失累計額																																																																																																										
動産	一百万円																																																																																																									
その他	一百万円																																																																																																									
合計	一百万円																																																																																																									
動産	1,556百万円																																																																																																									
その他	15百万円																																																																																																									
合計	1,571百万円																																																																																																									
1年内	691百万円																																																																																																									
1年超	1,168百万円																																																																																																									
合計	1,860百万円																																																																																																									
受取リース料	330百万円																																																																																																									
減価償却費	281百万円																																																																																																									
取得価額																																																																																																										
その他	3,795百万円																																																																																																									
合計	3,795百万円																																																																																																									
減価償却累計額																																																																																																										
その他	2,080百万円																																																																																																									
合計	2,080百万円																																																																																																									
減損損失累計額																																																																																																										
その他	一百万円																																																																																																									
合計	一百万円																																																																																																									
その他	1,714百万円																																																																																																									
合計	1,714百万円																																																																																																									
1年内	661百万円																																																																																																									
1年超	1,348百万円																																																																																																									
合計	2,010百万円																																																																																																									
受取リース料	394百万円																																																																																																									
減価償却費	339百万円																																																																																																									
取得価額																																																																																																										
その他	3,848百万円																																																																																																									
合計	3,848百万円																																																																																																									
減価償却累計額																																																																																																										
その他	2,099百万円																																																																																																									
合計	2,099百万円																																																																																																									
減損損失累計額																																																																																																										
その他	一百万円																																																																																																									
合計	一百万円																																																																																																									
その他	1,749百万円																																																																																																									
合計	1,749百万円																																																																																																									
1年内	706百万円																																																																																																									
1年超	1,344百万円																																																																																																									
合計	2,051百万円																																																																																																									
受取リース料	735百万円																																																																																																									
減価償却費	625百万円																																																																																																									
<p>2 オペレーティング・リース取引 (貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td> 1年内</td><td>28百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>30百万円</td></tr> </table>	1年内	28百万円	1年超	2百万円	合計	30百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td> 1年内</td><td>26百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>30百万円</td></tr> </table>	1年内	26百万円	1年超	3百万円	合計	30百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table> <tr><td> 1年内</td><td>26百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>28百万円</td></tr> </table>	1年内	26百万円	1年超	2百万円	合計	28百万円																																																																																						
1年内	28百万円																																																																																																									
1年超	2百万円																																																																																																									
合計	30百万円																																																																																																									
1年内	26百万円																																																																																																									
1年超	3百万円																																																																																																									
合計	30百万円																																																																																																									
1年内	26百万円																																																																																																									
1年超	2百万円																																																																																																									
合計	28百万円																																																																																																									

[前へ](#)[次へ](#)

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※中間連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	4,999	5,030	30
社債	5,580	5,573	△7
その他	12,982	12,633	△349
合計	23,563	23,236	△326

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	12,300	16,170	3,869
債券	81,614	80,315	△1,298
国債	31,495	30,757	△738
地方債	1,620	1,606	△13
社債	48,497	47,950	△546
その他	15,172	15,424	251
合計	109,087	111,910	2,822

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、234百万円(うち株式234百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について(中間)連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年以上連続して下落率が30%以上で推移した場合で発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	734
非上場社債	2,587
出資証券	496

II 当中間連結会計期間末

※中間連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	4,999	5,060	60
社債	5,583	5,609	25
その他	8,501	8,194	△306
合計	19,084	18,864	△219

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	14,834	17,950	3,116
債券	82,633	81,594	△1,038
国債	30,618	29,786	△832
地方債	2,618	2,611	△7
社債	49,395	49,197	△198
その他	23,130	23,172	42
合計	120,598	122,718	2,120

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、413百万円（うち株式413百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について（中間）連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年以上連続して下落率が30%以上で推移した場合で発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	639
非上場社債	2,485
出資証券	472

Ⅲ 前連結会計年度末

※連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	4,999	5,043	44	44	—
社債	5,582	5,595	13	18	4
その他	11,502	11,214	△287	54	342
合計	22,083	21,854	△229	117	346

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	14,015	18,670	4,654	5,223	568
債券	74,643	73,532	△1,110	139	1,250
国債	30,642	29,779	△862	20	883
地方債	2,618	2,607	△11	1	12
社債	41,382	41,145	△237	116	353
その他	15,781	16,177	395	743	347
合計	104,439	108,379	3,939	6,106	2,166

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、216百万円（うち株式216百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断する基準は、個々の銘柄の有価証券について連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年以上連続して下落率が30%以上で推移した場合で発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

3 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	29,856	299	819

4 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	640
非上場社債	2,536
出資証券	458

5 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	10,218	36,184	21,795	18,450
国債	4,007	4,684	10,795	15,291
地方債	—	2,607	—	—
社債	6,211	28,892	11,000	3,159
その他	59	675	7,907	14,303
合計	10,278	36,860	29,703	32,754

[前へ](#)

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	2,687	2,687	—

II 当中間連結会計期間末

1 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	2,672	2,672	—

III 前連結会計年度末

1 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	2,685	2,685	—	—	—

(注) 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,840
その他有価証券	2,840
(△)繰延税金負債	△1,503
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,337
(△)少数株主持分相当額	△25
その他有価証券評価差額金	1,311

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,148
その他有価証券	2,148
(△)繰延税金負債	△1,480
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	668
(△)少数株主持分相当額	△23
その他有価証券評価差額金	645

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,948
その他有価証券	3,948
(△)繰延税金負債	△1,933
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,014
(△)少数株主持分相当額	△24
その他有価証券評価差額金	1,990

[前へ](#)

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

金利関連取引における金利スワップについては、ヘッジ会計を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	84	85	0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	85	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

金利関連取引における金利スワップについては、ヘッジ会計を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	55	55	△0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	55	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

III 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

当行の取扱っているデリバティブ取引は、金利関連取引では金利スワップ取引、通貨関連取引では為替予約取引であります。

当行では、金利リスクを回避するため金利スワップ取引を、為替リスクを回避するため為替予約取引を利用しています。また、取引先の輸出入取引等に伴う為替リスク回避ニーズにお応えするためにも為替予約取引を行っております。これらは、すべてリスクヘッジを目的としたものであり、投機目的での積極的利用は行わない方針です。

デリバティブ取引に関するリスクとしては、金利・為替等の変動によって損失を被るリスク(市場リスク)と取引相手方が契約不履行に陥った場合に損失が発生するリスク(信用リスク)等があります。

当行では、リスク管理の観点から、デリバティブ取引に関する取引の権限、取引の手続等リスク管理上の規定

を制定し、取引の実行及び管理は証券国際部が行い、毎月末時点における想定元本残高、信用リスク、為替リスク等の状況を常務会へ報告しております。

なお、金利関連取引における金利スワップについては、「金利スワップの特例処理」によるヘッジ会計を適用しておりますので、後記「取引の時価等に関する事項」の記載を省略しております。

[前へ](#)

[次へ](#)

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

金利関連取引における金利スワップについては、ヘッジ会計を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	7	—	7	△0
	買建	44	—	44	0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	51	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

III 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

[前へ](#)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	7,850	472	355	8,679	—	8,679
(2) セグメント間の内部 経常収益	68	124	56	248	(248)	—
計	7,919	596	412	8,928	(248)	8,679
経常費用	6,593	547	336	7,478	(298)	7,179
経常利益	1,325	49	75	1,449	50	1,500

(注) 1 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務……………銀行業務
- (2) リース業務……………リース業務
- (3) その他の業務……………クレジットカード、信用保証業務

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	8,840	482	285	9,608	—	9,608
(2) セグメント間の内部 経常収益	60	104	78	242	(242)	—
計	8,900	586	364	9,851	(242)	9,608
経常費用	7,854	550	317	8,722	(243)	8,478
経常利益	1,046	35	47	1,129	0	1,129

(注) 1 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務……………銀行業務
- (2) リース業務……………リース業務
- (3) その他の業務……………クレジットカード、信用保証業務

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	16,295	953	697	17,946	—	17,946
(2) セグメント間の内部 経常収益	130	235	109	475	(475)	—
計	16,425	1,189	806	18,421	(475)	17,946
経常費用	13,415	1,155	619	15,190	(455)	14,735
経常利益	3,010	33	187	3,231	(20)	3,211

(注) 1 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務……………銀行業務
- (2) リース業務……………リース業務
- (3) その他の業務……………クレジットカード、信用保証業務

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

【所在地別セグメント情報】

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店が存在しないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業及び事業の内容

①結合企業

名称 大東信用保証株式会社

事業の内容 信用保証業

②被結合企業

名称 株式会社大東リース

事業の内容 リース業

(2) 企業結合の法的形式

大東信用保証株式会社を存続会社、株式会社大東リースを消滅会社とする吸収合併。

(3) 結合後企業の名称

株式会社大東リース

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当行グループ全体の経営資源の有効活用、経営の効率化を図り経営基盤の強化を図ることを目的としたものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」における共通支配下の取引等の会計処理によっております。なお、吸収合併消滅会社である株式会社大東リースに係る当行の持分の増加額と、吸収合併存続会社である大東信用保証株式会社に係る当行の持分の減少額との間に生ずる差額を、持分変動利益として特別利益に計上しております。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

該当ありません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業及び事業の内容

①結合企業

名称 大東信用保証株式会社

事業の内容 信用保証業

②被結合企業

名称 株式会社大東リース

事業の内容 リース業

(2) 企業結合の法的形式

大東信用保証株式会社を存続会社、株式会社大東リースを消滅会社とする吸収合併。

(3) 結合後企業の名称

株式会社大東リース

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当行グループ全体の経営資源の有効活用、経営の効率化を図り経営基盤の強化を図ることを目的としたものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」における共通支配下の取引等の会計処理によっております。なお、吸収合併消滅会社である株式会社大東リースに係る当行の持分の増加額と、吸収合併存続会社である大東信用保証株式会社に係る当行の持分の減少額との間に生ずる差額を、持分変動利益として特別利益に計上しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	204.11	223.02	229.66
1株当たり 中間(当期)純利益	円	12.04	7.34	32.99
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益	円	—	6.62	31.25

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成18年9月30日	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日	前連結会計年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	24,713	28,161	28,310
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	292	321	301
(うち少数株主持分)	292	321	301
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	24,421	27,839	28,009
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	119,645	124,828	121,961

2. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	1,440	910	3,965
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	1,440	910	3,965
普通株式の (中間)期中平均株式数	千株	119,649	124,046	120,192
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益 調整額	百万円	—	—	—
普通株式増加額	千株	—	13,443	6,723
うち新株予約権	千株	—	13,443	6,723

3. なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、前中間連結会計期間は潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

平成18年10月13日開催の当行の取締役会において、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行を決議し、以下のとおり平成18年10月30日に本新株予約権付社債を発行しております。

1. 募集社債の総額 金30億円
2. 各募集社債の金額 金7,500万円の1種
3. 各募集社債の払込金額 金7,500万円(額面100円につき金100円)
4. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
5. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部または一部につき、記名式とすることを請求することはできない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
6. 利率 本社債には利息を付さない。

7. 物上担保・保証の有無

本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 資金使途

I T整備等の設備資金および地元の企業・個人向け貸出などの運転資金に充当する。

9. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

10. 社債の払込期日

平成18年10月30日

11. 新株予約権の割当日

平成18年10月30日

12. 募集の方法

第三者割当の方法により、全額を株式会社新生銀行に割り当てる。

13. 償還の方法および期限

- (1) 本社債は、平成25年10月30日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
- (2) 当行は、本新株予約権付社債の発行後、当行が消滅会社となる合併または当行が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当行の株主総会で承認決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ1か月以上前に事前通知を行った上で、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき次の金額で繰上償還する。

平成18年10月31日から平成19年10月30日までの期間については金106円

平成19年10月31日から平成20年10月30日までの期間については金105円

平成20年10月31日から平成21年10月30日までの期間については金104円

平成21年10月31日から平成22年10月30日までの期間については金103円

平成22年10月31日から平成23年10月30日までの期間については金102円

平成23年10月31日から平成24年10月30日までの期間については金101円

平成24年10月31日から平成25年10月29日までの期間については金100円

(3) 当行は、金融庁の承認を得た上で、平成23年10月30日以降、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還する日の1か月以上前に通知を行った上で、当該償還日に残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。当行は、本号の規定により本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合、本号に定める事前通知を行った後は、これを取り消すことができない。

(4) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(5) 当行は、本新株予約権付社債の発行後、金融庁の承認を得た上で、本新株予約権付社債を取得することができる。ただし、本社債または本新株予約権のみを取得することはできない。

14. 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

15. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、その行使請求（本項第(2)号に定義する。）により当行が当行普通株式を発行またはこれに代えて当行の有する当行普通株式を移転（以下当行普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(5)号記載の転換価額（ただし、本項第(6)号乃至第(10)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる数とする。この場合に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成18年10月31日から平成25年10月29日までの間（以下「行使可能期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、行使可能期間は、当行が、第13項第(2)号または第(3)号に基づき本社債を繰上償還する場合もしくは第18項に定める劣後特約に従い償還される場合には、償還日以後、本新株予約権を行使することはできない。

(3) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は7,500万円とする。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。

(5) 転換価額

転換価額は、当初173円とする。

(6) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、

決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の93%に相当する金額(呼び値の刻み未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(8)号または第(10)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当行が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が103円(ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が346円(ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(7) 転換価額の調整

当行は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(8)号に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当行普通株式の株主(以下「当行普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に関して増加した当行普通株式数を含まないものとする。

(8) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(9)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式を交付する場合(ただし、当行の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ②当行普通株式の株式分割または当行普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当行普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当行普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(9)号②に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(9)号②に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当行普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④当行の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(9)号②に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する場合調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第(8)号③または⑤による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(9)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとする。ただし、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当行普通株式1株あたりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(8)号乃至第(10)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(9)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(8)号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして本項第(8)号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(8)号③または上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(9)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等

の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

⑥本項第(8)号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(8)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当行普通株式の数で除した金額をいう。

⑦本項第(8)号①乃至③の各取引において、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当行の機関の承認を条件としているときには、本項第(8)号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整前転換価額により転換された普通株式に加え、次の算出方法により得られた当行普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(9) ①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(8)号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

③完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当行普通株式数を含む。）。

④本項第(8)号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本項第(8)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(10) 本項第(8)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当行を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

②その他当行普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (11) 本項第(6)号乃至第(10)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(8)号⑦の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (12) 本新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。
- (13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (14) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第20項記載の行使請求受付場所においてこれを取り扱う。
- (15) ①本新株予約権を行使請求しようとするときは、当行の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、当該新株予約権付社債券を添えて行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ②本新株予約権付社債券が株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）に預託されている場合は、行使請求書に行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、機構を経由して、行使可能期間中にこれを行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ③行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
- (16) 本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権を行使した日（以下に定義する。）に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、①本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日以前に、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着し、本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた場合においては、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日、②上記①以外の場合においては、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着した日もしくは本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた日のいずれか遅い方の日、を意味するものとする。
- (17) 当行は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
- (18) 当行が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権付社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行は必要な措置を講じる。

16. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由および転換価額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行

条件により当行が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。なお、当初の転換価額は平成18年10月13日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値とした。

17. 期限の利益喪失に関する特約

本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

18. 劣後特約

- (1) 本社債の償還は、当行につき破産手続開始決定、会社更生手続開始決定もしくは民事再生手続開始決定があり、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権および本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当および供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について会社更生手続開始決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について更生計画認可決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権および本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について民事再生手続開始決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、簡易再生および同意再生の場合は除く。

(停止条件)

当行について民事再生計画認可決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権および本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が行われる場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、その手続において本項第(1)号①乃至③に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような

条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、「上位債権者」とは、当行に対し、本社債に基づく債権および本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権を除く債権を有する全ての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払いの禁止

本社債に基づく元金の支払請求権の効力が、本項第(1)号①乃至④に従って発生していないにもかかわらず、その元金の全部または一部が本社債権者に対して支払われた場合には、その支払いは無効とし、本社債権者はその受領した元金を直ちに当行に返還する。

(4) 相殺禁止

当行について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したときを除く。）、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本項第(1)号①乃至④にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、本社債権者は、当行に対して負う債務と本社債に基づく元金の支払請求権を相殺してはならない。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※9	54,829	8.51	62,567	9.60	62,930	9.74
コールローン		—	—	10,000	1.53	—	—
金銭の信託	※2	2,687	0.42	2,672	0.41	2,685	0.42
有価証券	※1, 9,16	139,597	21.66	145,719	22.35	134,407	20.81
貸出金	※3, 4,5,6, 7,8,10	432,552	67.12	418,271	64.15	432,465	66.96
外国為替		198	0.03	117	0.02	141	0.02
その他資産	※9	2,448	0.38	2,440	0.37	2,460	0.38
有形固定資産	※11, 12,14	14,455	2.24	14,362	2.20	14,344	2.22
無形固定資産		950	0.15	855	0.13	871	0.13
繰延税金資産		2,962	0.46	2,408	0.37	1,916	0.30
支払承諾見返	※16	4,526	0.70	1,691	0.26	1,820	0.28
貸倒引当金		△10,773	△1.67	△9,122	△1.39	△8,163	△1.26
資産の部合計		644,435	100.00	651,985	100.00	645,880	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※9	606,007	94.04	610,050	93.57	603,618	93.46
コールマネー	※9	112	0.02	109	0.02	112	0.02
借入金	※13	2,060	0.32	2,060	0.32	2,060	0.32
外国為替		0	0.00	—	—	—	—
新株予約権付社債	※15	—	—	2,175	0.33	2,625	0.41
その他負債		2,335	0.36	2,850	0.44	2,609	0.40
賞与引当金		128	0.02	198	0.03	181	0.03
退職給付引当金		3,232	0.50	3,232	0.49	3,301	0.51
役員退職慰労引当金		—	—	17	0.00	—	—
睡眠預金払戻損失引当金		—	—	117	0.02	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※14	1,979	0.31	1,967	0.30	1,967	0.30
支払承諾	※16	4,526	0.70	1,691	0.26	1,820	0.28
負債の部合計		620,381	96.27	624,469	95.78	618,296	95.73
(純資産の部)							
資本金		14,256	2.21	14,668	2.25	14,443	2.24
資本剰余金		807	0.12	1,219	0.19	994	0.15
資本準備金		807		1,219		994	
利益剰余金		5,896	0.92	9,188	1.41	8,361	1.30
利益準備金		60		96		60	
その他利益剰余金		5,836		9,091		8,301	
別途積立金		3,500		7,500		3,500	
繰越利益剰余金		2,336		1,591		4,801	
自己株式		△35	△0.00	△40	△0.01	△37	△0.01
株主資本合計		20,924	3.25	25,036	3.84	23,762	3.68
その他有価証券評価差額金		1,243	0.19	582	0.09	1,923	0.30
土地再評価差額金	※14	1,885	0.29	1,897	0.29	1,897	0.29
評価・換算差額等合計		3,129	0.48	2,479	0.38	3,821	0.59
純資産の部合計		24,054	3.73	27,515	4.22	27,583	4.27
負債及び純資産の部合計		644,435	100.00	651,985	100.00	645,880	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		7,920	100.00	8,902	100.00	16,427	100.00
資金運用収益		6,064		6,583		12,466	
(うち貸出金利息)		(5,047)		(5,352)		(10,334)	
(うち有価証券利息配当金)		(949)		(1,045)		(1,965)	
役務取引等収益		1,459		1,679		3,280	
その他業務収益		62		65		160	
その他経常収益		334		574		520	
経常費用		6,593	83.25	7,854	88.22	13,415	81.66
資金調達費用		319		854		891	
(うち預金利息)		(286)		(820)		(825)	
役務取引等費用		568		547		999	
その他業務費用		613		89		881	
営業経費	※1	4,600		4,516		9,157	
その他経常費用	※2	492		1,846		1,485	
経常利益		1,326	16.75	1,048	11.78	3,012	18.34
特別利益	※3	289	3.65	49	0.55	1,701	10.36
特別損失		13	0.17	117	1.32	22	0.14
税引前中間(当期)純利益		1,602	20.23	980	11.01	4,691	28.56
法人税、住民税及び事業税		11	0.14	11	0.13	22	0.14
過年度法人税、住民税及び事業税		△12	△0.15	—	—	△12	△0.08
法人税等調整額		226	2.86	△41	△0.47	839	5.11
中間(当期)純利益		1,377	17.38	1,010	11.35	3,842	23.39

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
平成18年3月31日残高(百万円)	14,256	807	0	807	30	1,500	3,110	4,640
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当(注)					30	2,000	△2,150	△120
中間純利益							1,377	1,377
自己株式の取得								
自己株式の処分			△0	△0			△0	△0
株主資本以外の項目の当中間会計期間中の変動額(純額)								
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	△0	△0	30	2,000	△773	1,256
平成18年9月30日残高(百万円)	14,256	807	—	807	60	3,500	2,336	5,896

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	△34	19,669	1,290	1,885	3,176	22,845
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)		△120				△120
中間純利益		1,377				1,377
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の当中間会計期間中の変動額(純額)			△46	—	△46	△46
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△1	1,255	△46	—	△46	1,208
平成18年9月30日残高(百万円)	△35	20,924	1,243	1,885	3,129	24,054

(注)平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
					別途積立金		
平成19年3月31日残高(百万円)	14,443	994	994	60	3,500	4,801	8,361
中間会計期間中の変動額							
新株の発行	225	225	225				
利益準備金の積立				36		△36	
別途積立金の積立(注)					4,000	△4,000	
剰余金の配当(注)						△184	△184
中間純利益						1,010	1,010
自己株式の取得							
自己株式の処分						△0	△0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)							
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	225	225	225	36	4,000	△3,210	826
平成19年9月30日残高(百万円)	14,668	1,219	1,219	96	7,500	1,591	9,188

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	其他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	△37	23,762	1,923	1,897	3,821	27,583
中間会計期間中の変動額						
新株の発行		450				450
利益準備金の積立		—				—
別途積立金の積立(注)		—				—
剰余金の配当(注)		△184				△184
中間純利益		1,010				1,010
自己株式の取得	△2	△2				△2
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)			△1,341	—	△1,341	△1,341
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△2	1,273	△1,341	—	△1,341	△67
平成19年9月30日残高(百万円)	△40	25,036	582	1,897	2,479	27,515

(注)平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
平成18年3月31日残高(百万円)	14,256	807	0	807	30	1,500	3,110	4,640
事業年度中の変動額								
新株の発行	187	187		187				
剰余金の配当(注)					30	2,000	△2,150	△120
当期純利益							3,842	3,842
自己株式の取得								
自己株式の処分			△0	△0			△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計(百万円)	187	187	△0	187	30	2,000	1,691	3,721
平成19年3月31日残高(百万円)	14,443	994	—	994	60	3,500	4,801	8,361

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	△34	19,669	1,290	1,885	3,176	22,845
事業年度中の変動額						
新株の発行		375				375
剰余金の配当(注)		△120				△120
当期純利益		3,842				3,842
自己株式の取得	△4	△4				△4
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			633	11	645	645
事業年度中の変動額合計(百万円)	△3	4,092	633	11	645	4,738
平成19年3月31日残高(百万円)	△37	23,762	1,923	1,897	3,821	27,583

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同 左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：5年～50年 動産：3年～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：5年～50年 動産：3年～20年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ4百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより、従来の方法に比べ、経常利益及び税引前中間純利益は11百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：5年～50年 動産：3年～20年</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同 左	(2) 無形固定資産 同 左
5 繰延資産の処理方法	—————	株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。	社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,635百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,499百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,274百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同 左</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(1,491百万円)については、7年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(1,491百万円)については、7年による按分額を費用処理しております。</p>
		<p>(4) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」の適用により役員賞与の費用処理が必要となったこと、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19</p>	

		<p>年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は4百万円、特別損失は12百万円それぞれ増加し、経常利益は4百万円、税引前中間純利益は17百万円それぞれ減少しております。</p>	
		<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)を適用し、当中間会計期間より、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は28百万円、特別損失は89百万円それぞれ増加し、経常利益は28百万円、税引前中間純利益は117百万円それぞれ減少しております。</p>	

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
9 ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>
10 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>同 左</p>	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は24,054百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(有価証券の私募による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返の相殺)</p> <p>有価証券の私募による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ2,536百万円減少しております。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度における従来の「資本の部」に相当する金額は同額であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間	当中間会計期間
---------	---------

(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

[前へ](#)

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 496百万円</p> <p>※2 金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は2,315百万円、延滞債権額は24,197百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は107百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 496百万円</p> <p>※2 金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は2,435百万円、延滞債権額は19,791百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は126百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 496百万円</p> <p>※2 金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,771百万円、延滞債権額は21,096百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は90百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																														
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,837百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33,456百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は13,987百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,401百万円であります。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>11,502百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>1百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>599百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>112百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,768百万円を差し入れております。</p>	有価証券	11,502百万円	その他資産	4百万円	現金預け金	1百万円	預金	599百万円	コールマネー	112百万円	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,497百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,849百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は12,150百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,294百万円であります。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>11,427百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>5百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>608百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>109百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,443百万円を差し入れております。</p>	有価証券	11,427百万円	その他資産	5百万円	現金預け金	5百万円	預金	608百万円	コールマネー	109百万円	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,362百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,320百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は13,090百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,826百万円であります。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>11,425百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>1百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>475百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>112百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,439百万円を差し入れております。</p>	有価証券	11,425百万円	その他資産	4百万円	現金預け金	1百万円	預金	475百万円	コールマネー	112百万円
有価証券	11,502百万円																															
その他資産	4百万円																															
現金預け金	1百万円																															
預金	599百万円																															
コールマネー	112百万円																															
有価証券	11,427百万円																															
その他資産	5百万円																															
現金預け金	5百万円																															
預金	608百万円																															
コールマネー	109百万円																															
有価証券	11,425百万円																															
その他資産	4百万円																															
現金預け金	1百万円																															
預金	475百万円																															
コールマネー	112百万円																															

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>また、コールマネーの担保として、有価証券5,304百万円を差し入れておりますが、当中間期末における当該担保提供資産に対応する債務はありません。</p> <p>なお、その他資産のうち、敷金は112百万円、保証金は49百万円であります。</p>	<p>また、その他資産のうち、敷金は112百万円、保証金は47百万円であります。</p>	<p>また、その他の資産のうち、敷金は112百万円、保証金は48百万円であります。</p>
<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、28,083百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが27,765百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,203百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが26,292百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、28,153百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが27,735百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">10,538百万円</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">11,035百万円</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">10,777百万円</p>
<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額</p> <p style="text-align: right;">1,317百万円</p> <p>(当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額</p> <p style="text-align: right;">1,317百万円</p> <p>(当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額</p> <p style="text-align: right;">1,317百万円</p> <p>(当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,060百万円が含まれております。</p>	<p>※13 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>	<p>※13 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額</p> <p style="text-align: right;">5,254百万円</p>	<p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額</p> <p style="text-align: right;">5,302百万円</p> <p>※15. 新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。</p>	<p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額</p> <p style="text-align: right;">5,254百万円</p> <p>※15. 新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>17 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額</p> <p style="text-align: right;">251百万円</p>	<p>※16. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,485百万円であります。なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ2,587百万円減少します。</p> <p>17 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額</p> <p style="text-align: right;">241百万円</p>	<p>※16. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,536百万円であります。</p> <p>17 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額</p> <p style="text-align: right;">246百万円</p>

[前へ](#)

[次へ](#)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 292百万円 無形固定資産 128百万円 ※2 その他経常費用には、貸出金償却232百万円及び株式等償却234百万円を含んでおります。 ※3 特別利益には貸倒引当金戻入益206百万円を含んでおります。	※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 285百万円 無形固定資産 139百万円 ※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 1,230百万円、株式等償却 413百万円、貸出金償却101百万円を含んでおります。	※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 610百万円 無形固定資産 258百万円 ※2 その他経常費用には、貸出金償却916百万円及び株式等償却217百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	128	9	2	135	(注)
合計	128	9	2	135	

注 自己株式の増加は単元未満株式の買取りによる増加9千株、自己株式の減少は単元未満株式の買増し請求による減少2千株であります。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	148	16	1	163	(注)

注 自己株式の増加は単元未満株式の買取りによる増加16千株、自己株式の減少は単元未満株式の買増し請求による減少1千株であります。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	128	22	2	148	(注)

注 自己株式の増加は単元未満株式の買取りによる増加22千株、自己株式の減少は単元未満株式の買増し請求による減少2千株であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																												
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>977百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>98百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,076百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>620百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>91百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>712百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>356百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>364百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>189百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>217百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>407百万円</td></tr> </table> 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>105百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>94百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>8百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	動産	977百万円	その他	98百万円	合計	1,076百万円	動産	620百万円	その他	91百万円	合計	712百万円	動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	動産	356百万円	その他	7百万円	合計	364百万円	1年内	189百万円	1年超	217百万円	合計	407百万円	支払リース料	105百万円	減価償却費相当額	94百万円	支払利息相当額	8百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>939百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>943百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>745百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>749百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>194百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>194百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>157百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>60百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>217百万円</td></tr> </table> 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>92百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>82百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>5百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	動産	939百万円	その他	4百万円	合計	943百万円	動産	745百万円	その他	3百万円	合計	749百万円	動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	動産	194百万円	その他	0百万円	合計	194百万円	1年内	157百万円	1年超	60百万円	合計	217百万円	支払リース料	92百万円	減価償却費相当額	82百万円	支払利息相当額	5百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>943百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>24百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>967百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>668百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>690百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> 期末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>274百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>276百万円</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>180百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>129百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>309百万円</td></tr> </table> 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>203百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>181百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>15百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	動産	943百万円	その他	24百万円	合計	967百万円	動産	668百万円	その他	22百万円	合計	690百万円	動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	動産	274百万円	その他	1百万円	合計	276百万円	1年内	180百万円	1年超	129百万円	合計	309百万円	支払リース料	203百万円	減価償却費相当額	181百万円	支払利息相当額	15百万円
動産	977百万円																																																																																																													
その他	98百万円																																																																																																													
合計	1,076百万円																																																																																																													
動産	620百万円																																																																																																													
その他	91百万円																																																																																																													
合計	712百万円																																																																																																													
動産	一百万円																																																																																																													
その他	一百万円																																																																																																													
合計	一百万円																																																																																																													
動産	356百万円																																																																																																													
その他	7百万円																																																																																																													
合計	364百万円																																																																																																													
1年内	189百万円																																																																																																													
1年超	217百万円																																																																																																													
合計	407百万円																																																																																																													
支払リース料	105百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	94百万円																																																																																																													
支払利息相当額	8百万円																																																																																																													
動産	939百万円																																																																																																													
その他	4百万円																																																																																																													
合計	943百万円																																																																																																													
動産	745百万円																																																																																																													
その他	3百万円																																																																																																													
合計	749百万円																																																																																																													
動産	一百万円																																																																																																													
その他	一百万円																																																																																																													
合計	一百万円																																																																																																													
動産	194百万円																																																																																																													
その他	0百万円																																																																																																													
合計	194百万円																																																																																																													
1年内	157百万円																																																																																																													
1年超	60百万円																																																																																																													
合計	217百万円																																																																																																													
支払リース料	92百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	82百万円																																																																																																													
支払利息相当額	5百万円																																																																																																													
動産	943百万円																																																																																																													
その他	24百万円																																																																																																													
合計	967百万円																																																																																																													
動産	668百万円																																																																																																													
その他	22百万円																																																																																																													
合計	690百万円																																																																																																													
動産	一百万円																																																																																																													
その他	一百万円																																																																																																													
合計	一百万円																																																																																																													
動産	274百万円																																																																																																													
その他	1百万円																																																																																																													
合計	276百万円																																																																																																													
1年内	180百万円																																																																																																													
1年超	129百万円																																																																																																													
合計	309百万円																																																																																																													
支払リース料	203百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	181百万円																																																																																																													
支払利息相当額	15百万円																																																																																																													

[前へ](#)[次へ](#)

(有価証券関係)

○ 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末のいずれにおいても該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

平成18年10月13日開催の取締役会において、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行を決議し、以下のとおり平成18年10月30日に本新株予約権付社債を発行しております。

1. 募集社債の総額 金30億円
2. 各募集社債の金額 金7,500万円の1種
3. 各募集社債の払込金額 金7,500万円(額面100円につき金100円)
4. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
5. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部または一部につき、記名式とすることを請求することはできない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
6. 利率 本社債には利息を付さない。
7. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8. 資金使途 I T整備等の設備資金および地元の企業・個人向け貸出などの運転資金に充当する。
9. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
10. 社債の払込期日 平成18年10月30日
11. 新株予約権の割当日 平成18年10月30日
12. 募集の方法 第三者割当の方法により、全額を株式会社新生銀行に割り当てる。
13. 償還の方法および期限
 - (1) 本社債は、平成25年10月30日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
 - (2) 当行は、本新株予約権付社債の発行後、当行が消滅会社となる合併または当行が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当行の株主総会で承認決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日に先立つ1か月以上前に事前通知を行った上で、当該組織再編行為の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき次の金額で繰上償還する。
平成18年10月31日から平成19年10月30日までの期間については金106円
平成19年10月31日から平成20年10月30日までの期間については金105円
平成20年10月31日から平成21年10月30日までの期間については金104円
平成21年10月31日から平成22年10月30日までの期間については金103円
平成22年10月31日から平成23年10月30日までの期間については金102円
平成23年10月31日から平成24年10月30日までの期間については金101円
平成24年10月31日から平成25年10月29日までの期間については金100円
 - (3) 当行は、金融庁の承認を得た上で、平成23年10月30日以降、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還する日の1か月以上前に通知を行った上で、当該償還日に残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。当行は、本号の規定により本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合、本号に定める事前通知を行った後は、これを取り消すことができない。
 - (4) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - (5) 当行は、本新株予約権付社債の発行後、金融庁の承認を得た上で、本新株予約権付社債を取得することができる。ただし、本社債または本新株予約権のみを取得することはできない。
14. 本社債に付する本新株予約権の数 各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。
15. 本新株予約権の内容
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、その行使請求(本項第(2)号に定義する。)により当行が当行普通株式を発行またはこれに代えて当行の有する当行普通株式を移転(以下当行普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(5)号記載の転換価額(ただし、本項第(6)号乃至第(10)号によって修正または調整された場合は修

正後または調整後の転換価額)で除して得られる数とする。この場合に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (2) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権付社債の社債権者は、平成18年10月31日から平成25年10月29日までの間(以下「行使可能期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使すること(以下「行使請求」という。)ができる。ただし、行使可能期間は、当行が、第13項第(2)号または第(3)号に基づき本社債を繰上償還する場合もしくは第18項に定める劣後特約に従い償還される場合には、償還日以後、本新株予約権を行使することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額
本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は7,500万円とする。
本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。
- (5) 転換価額
転換価額は、当初173円とする。
- (6) 転換価額の修正
本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の93%に相当する金額(呼び値の刻み未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(8)号または第(10)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当行が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が103円(ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が346円(ただし、本項第(7)号乃至第(10)号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。
- (7) 転換価額の調整
当行は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(8)号に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当行普通株式の株主(以下「当行普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に関して増加した当行普通株式数を含まないものとする。

- (8) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(9)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式を交付する場合(ただし、当行の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。)
調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- ② 当行普通株式の株式分割または当行普通株式の無償割当てをする場合
調整後の転換価額は、当行普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当行普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(9)号②に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(9)号②に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌

日以降、これを適用する。ただし、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当行普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④当行の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(9)号②に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する場合調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。
上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第(8)号③または⑤による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(9)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとする。ただし、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。
- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当行普通株式1株あたりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(8)号乃至第(10)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(9)号②に定める時価を下回る価額になる場合
- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(8)号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして本項第(8)号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(8)号③または上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(9)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等の中の最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。
- ⑥本項第(8)号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(8)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当行普通株式の数で除した金額をいう。
- ⑦本項第(8)号①乃至③の各取引において、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当行の機関の承認を条件としているときには、本項第(8)号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。
この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整前転換価額により転換された普通株式に加え、次の算出方法により得られた当行普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (9) ①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(8)号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
③完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において本項第(8)号乃至第(10)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当行普通株式数を含む。）
④本項第(8)号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本項第(8)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (10) 本項第(8)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、必要な転換価額の調整を行う。
①株式の併合、資本金の減少、当行を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利

義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

②その他当行普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(11) 本項第(6)号乃至第(10)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(8)号⑦の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(12) 本新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。

(13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(14) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第20項記載の行使請求受付場所においてこれを取り扱う。

(15) ①本新株予約権を行使請求しようとするときは、当行の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、当該新株予約権付社債券を添えて行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

②本新株予約権付社債券が株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）に預託されている場合は、行使請求書に行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、機構を経由して、行使可能期間中にこれを行使請求受付場所に提出しなければならない。

③行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(16) 本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権を行使した日（以下に定義する。）に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、①本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日以前に、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着し、本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた場合においては、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日、②上記①以外の場合においては、当該行使請求書が行使請求受付場所に到着した日もしくは本新株予約権の行使に際して出資される本社債の給付が行われた日のいずれか遅い方の日、を意味するものとする。

(17) 当行は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

(18) 当行が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権付社債の社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行は必要な措置を講じる。

16. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由および転換価額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当行が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。なお、当初の転換価額は平成18年10月13日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値とした。

17. 期限の利益喪失に関する特約

本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

18. 劣後特約

(1) 本社債の償還は、当行につき破産手続開始決定、会社更生手続開始決定もしくは民事再生手続開始決定があり、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権および本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当および供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について会社更生手続開始決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について更生計画認可決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権および本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、その確定し

た債権額について全額の弁済を受けたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について民事再生手続開始決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、簡易再生および同意再生の場合は除く。

(停止条件)

当行について民事再生計画認可決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権および本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が行われる場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、その手続において本項第(1)号①乃至③に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付することが認められない場合には、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、「上位債権者」とは、当行に対し、本社債に基づく債権および本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権を除く債権を有する全ての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払いの禁止

本社債に基づく元金の支払請求権の効力が、本項第(1)号①乃至④に従って発生していないにもかかわらず、その元金の全部または一部が本社債権者に対して支払われた場合には、その支払いは無効とし、本社債権者はその受領した元金を直ちに当行に返還する。

(4) 相殺禁止

当行について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したときを除く。）、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本項第(1)号①乃至④にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、本社債権者は、当行に対して負う債務と本社債に基づく元金の支払請求権を相殺してはならない。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

該当ありません。

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当ありません。

[前へ](#)

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第102期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成19年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年6月25日提出の第102期有価証券報告書の訂正報告書 平成19年10月26日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社大東銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水 守 理 智 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 富 樫 健 一 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大東銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年10月30日を払込期日とする転換社債型新株予約権付社債を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

株式会社 大東銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 水 守 理 智
業務執行社員

指定社員 公認会計士 富 樫 健 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大東銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4（11）に記載されているとおり、会社は、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失について、従来払戻時の費用として処理していたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」を適用し、当中間連結会計期間より、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更している。
- 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は、企業集団内の会社に投資（子会社株式等）を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関

する実務指針」の第30-2項を当中間連結会計期間から適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。なお、当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社大東銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水 守 理 智 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 富 樫 健 一 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大東銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第102期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大東銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年10月30日を払込期日とする転換社債型新株予約権付社債を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

株式会社 大東銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 水 守 理 智
業務執行社員

指定社員 公認会計士 富 樫 健 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大東銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第103期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大東銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項」6（5）に記載されているとおり、会社は、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失について、従来払戻時の費用として処理していたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」を適用し、当中間会計期間より、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。なお、当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。